

機器類貸出規約

＜貸出目的＞

第1条 公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「当機構」という。）で所有する情報機器等を、中小企業者等に貸出し、情報化の促進に資することを目的とする。

＜貸出者範囲＞

第2条 当機構のTOYAMAインターネット活用研究会会員に限るものとする。

＜貸出機器等＞

第3条 貸出機器類（以下「貸出機器」という）は次のものとする。

①	液晶プロジェクター RICOH PJ WX3351	1台
	リモコン	1台
	電源コード	1本
	RGBケーブル（黒 約3m）	1本
	取扱説明書（CD-R付）、スタートガイド	各1冊
	レーザーポインター	1台
	単4アルカリ乾電池	4本
	キャリングバッグ	1個
②	延長ケーブル VGA端子 または HDMI	各1本
③	80型スクリーン	1台
④	蛍光灯用リフラー本体（大）F65×65	1台
	ライトスタンド	1台
	ディフューザー	1枚
	蛍光灯	6本
	延長コード	2本
	蛍光灯用リフラー本体（小）F40×40	1台
	ライトスタンド	1台
	ディフューザー	1枚
	蛍光灯	1本
⑤	背景紙ホルダー（小）	1台
	背景紙ホルダー（大）	1台
	背景紙スタンドポール 予備	1本
	クリップ	3個
	紙押さえ用クリップ	2個
⑥	背景紙 グラデーションセット（カラー）	3巻まで貸出可
	背景紙 ロールペーパー（白 大）	2巻まで貸出可

＜利用目的＞

第4条 貸出機器の利用は、以下のとおりとする。

- ① 液晶プロジェクター ②延長ケーブル ③80型スクリーン

社内研修会や取引先へのプレゼンテーション等の自社の仕事に関わる用途に限る。

- ④ 蛍光灯用リフラー ⑤背景紙ホルダー ⑥背景紙

自社のホームページ用画像の撮影等の自社の仕事に関わる用途に限る。

＜貸出期間＞

第5条 貸出期間は以下のとおりとする。

① 液晶プロジェクター	2泊3日 (金曜貸出は3泊4日月曜返却)
② 延長ケーブル	2泊3日 (金曜貸出は3泊4日月曜返却)
③ 80型スクリーン	2泊3日 (金曜貸出は3泊4日月曜返却)
④ 蛍光灯用リフラー	7泊8日
⑤ 背景紙ホルダー	7泊8日
⑥ 背景紙	7泊8日

＜貸出・返却手続き＞

第6条

- 1 貸出に際しては、様式1の借用書を提出すること。
- 2 貸出及び返却は、センター窓口でのみ取り扱うこと。
- 3 返却する際は、当日の17時までにセンター窓口へ持参すること。
- 4 貸出及び返却する際は、センター職員及び借用者両者立会いのもと、基本動作確認を行うものとする。

＜破損、紛失の取扱い＞

第7条 貸出機器を破損または紛失した場合、もしくは返却時の動作確認で正常に作動しない等の異常が発した場合、原状復旧に必要な実費を弁済すること。

＜利用者の禁止事項＞

第8条 貸出機器を、第3者へ貸与することは認めない。

付則

(施行期日)

この内規は、平成12年8月15日から施行する。

この内規は、令和2年9月1日より改訂、施行する。